第２節　生涯設計セミナーの実施等

人事院の本院及び各地方事務局（所）では、50歳台の職員及び40歳台の職員を対象に、再任用制度や年金制度などに関する情報や参加職員による討議等を通して生涯設計について考える機会を提供する「生涯設計セミナー」を実施している。

平成28年度は、24回実施し、1,263人が参加した。

このほか、定年後の家計、健康管理等を考える際に役立つ具体的な情報等をまとめた冊子「新たなステップを踏み出すために」を作成、配布した。

また、人事院ホームページの「国家公務員生涯設計総合情報提供システム」(http://www.jinji.go.jp/shougai-so-go-joho）では、定年・再任用制度、退職手当・年金制度、医療保険制度、定年後の仕事の選択、定年後の家計等、職員が生涯設計を考える際に必要となる情報を総合的に提供している。

第５章　職員の勤務環境等

第１節　勤務時間及び休暇等

職員の勤務時間・休暇等は、職員の基本的な勤務条件であり、国公法第28条の情勢適応の原則の適用を受けて、勤務時間法において具体的事項が定められている。人事院は、同法の実施の責めに任ずることとされており、規則15―14（職員の勤務時間、休日及び休暇）を制定するとともに、実際に制度の運用に当たる各府省と協力して、職員の適正な勤務条件の確保に努めている。

なお、職員の勤務時間・休暇等の変更に関しては、勤務時間法において、人事院は勤務時間・休暇等の制度に関する調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、必要に応じ、適当と認める改定を勧告することとされている。

1　超過勤務・年次休暇の使用の状況

職員の勤務時間は、原則として１日７時間45分、週38時間45分とされているが、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、超過勤務を命ずることができる。超過勤務の状況について、平成28年国家公務員給与等実態調査によると、平成27年の超過勤務の年間総時間数は、全府省平均で233時間であった。これを組織区分別にみると、本府省では363時間、本府省以外では206時間となっていた。また、「超過勤務の縮減に関する指針」（平成21年職員福祉局長通知）で定める超過勤務の上限の目安時間360時間を超えた職員の割合は、全府省平均で22.5％であり、他律的業務の多い本府省においては、46.0％の職員が360時間を、7.5％の職員が720時間を超えて勤務していた。

職員の年次休暇は、原則として１年につき20日とされ、同調査によると、平成27年の１人当たり平均使用日数は13.5日であり、組織区分別にみると、本府省では12.1日、本府省以外では13.8日となっていた。

2　勤務時間・休暇制度等に関する調査研究

⑴　公務における勤務時間・休暇制度等運用状況調査

公務における勤務時間・休暇制度等の適正な運用を図るとともに、これら制度の検討に資するため、国の官署を対象に、勤務時間、休暇、育児休業等に関する諸項目について、その運用状況の調査を実施している。

平成28年度は、交替制勤務部門を有する官署等を中心に18府省（各府省に置かれる外局９庁を含む。）49官署について実地に調査し、各官署における勤務時間・休暇制度等の運用実態を把握するとともに、適正でないと認められる事例については、その是正のための指導・助言を行った。また、これら制度に関する意見・要望の聴取等を行った。

なお、平成27年度の調査結果については、誤りやすい事例や特に注意を要する不適正事例を各府省に示し、勤務時間・休暇制度等の適正な運用の徹底を図った。

⑵　民間企業の勤務条件制度等調査

国家公務員の勤務条件の諸制度を検討するための基礎資料を得ることを目的として、毎年、「民間企業の勤務条件制度等調査」を行っている。

平成27年の調査は、全国に所在する企業規模50人以上の企業のうち、無作為に抽出した7,363社を対象として、10月１日現在における労働条件等の諸制度について実施した。

本調査結果の労働時間の管理方法に関する主なものについてみると、出退勤時間の把握方法は、「出勤簿、システム等による自己申告」とする企業が最も多くなっている。事務従事者についてみると、通常勤務制では「出勤簿、システム等による自己申告」が48.8％、「タイムカード」が35.9％、「ＩＣカード等」が18.3％となっている。また、出退勤時間と実労働時間の把握方法の異同をみると、事務従事者がいる企業のうち、出退勤時間と実労働時間の把握方法が「同じ」とする企業が69.8％、「異なる」とする企業が30.2％となっている。これを出退勤時間の把握方法別にみると、出退勤時間の把握に「その他」、「パソコン等の動作状況」、「ＩＣカード等」を用いている企業において、「異なる」とする企業が多くなっている（「異なる」とする企業の割合は、「その他」で41.4％、「パソコン等の動作状況」で41.3％、「ＩＣカード等」で37.5％）。出退勤時間と実労働時間の把握方法が異なる場合の実労働時間の把握方法は、「上司が確認した時間」が49.7％、「従業員が自己申告した時間」が45.2％となっている。

第２節　健康安全対策

職員の健康の保持増進を図るとともに、職場の安全を確保するため、規則10―４（職員の保健及び安全保持）等を定めている。これらの規則に従い、各府省は健康安全管理のための措置を実施しているが、制度の円滑な運営を確保するため、人事院が、総合的な指導、調整等を行っている。

1　健康の保持増進

⑴　心の健康づくり対策

近年、心の健康の問題による長期病休者の数が長期病休者全体の数の６割を超える状況が続いており、過労死の防止など、職員の健康確保が重要な課題となっている。

こうした状況を踏まえ、人事院としては「職員の心の健康づくりのための指針」（平成16年勤務条件局長通知）に基づき、以下のような各府省における職員の心の健康づくり対策に重点的に取り組んできている。

ア　心の健康づくり研修を人事院の本院及び各地方事務局（所）（全国10か所）で開催した。

イ　過度のストレスがなく、いきいきとした職場の実現を目指す職場環境改善については、平成24年職員福祉局長通知に基づく取組を推進してきたところであるが、各府省のより積極的な取組を促進するべく平成28年11月に「「心の健康づくりのための職場環境改善」について」（平成28年職員福祉局長通知）を各府省に提示するとともに、各府省の担当者等への職場環境改善の手法等に関する研修を実施した。

ウ　専門の医師等が対応し、各府省の職員、家族等が利用できる「こころの健康相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成28年度における相談件数は、合計151件であった。

エ　心の健康の問題による長期病休者の職場復帰及び再発防止に関して、専門の医師が相談に応じる「こころの健康にかかる職場復帰相談室」（全国10か所に設置）を開設している。平成28年度における相談件数は、合計170件であった。

オ　平成27年12月にストレスチェック制度が導入され、各府省において実施されているところ、「心の健康づくり対策推進のための各府省連絡会議」を平成28年10月に開催し、ストレスチェック制度の実施体制の整備状況等について、意見交換を行った。

⑵　精神及び行動の障害による長期病休者数調査

職員の心の健康づくりに関する施策の検討に資するため、一般職の国家公務員のうち、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの間に、引き続いて１月以上の期間、精神及び行動の障害のため勤務していない者を対象に「精神及び行動の障害による長期病休者数調査」を実施した（５年に１度の「国家公務員長期病休者実態調査」を実施しない年度に実施）。

平成27年度における精神及び行動の障害による長期病休者は、3,295人（全職員の1.20％）であり、前年度より94人減少（全職員に占める割合は0.04ポイント減少）した。性別にみると、男性は2,586人（全男性職員の1.15％）、女性は709人（全女性職員の1.45％）となっている。